

令和3年度 シェアサイクル等を活用した社会実験 協働事業者の公募募集要項

1 案件名称

令和3年度 シェアサイクル等を活用した社会実験 協働事業者の公募

2 社会実験の内容に関する事項

(1) 社会実験の目的と概要

大阪市港区役所（以下「港区役所」という。）では、2025年大阪関西万博の開催を契機とした活性化の取組みの方向性を示した「港区エリア別活性化プラン」を本年4月に策定し、弁天町駅を中心とした東部エリア、朝潮橋駅を中心とした中部エリア、大阪港駅を中心とした西部エリアの3つのエリアにおいて、それぞれの特性に応じた様々な取組みを展開して、人やモノを港区内に呼び込み、区内で循環させることにより港区全体の活性化につなげていくことをめざしています。

このようななか、今般の新型コロナウイルス感染症によって、人々の消費・余暇活動とそれに伴う移動が変化・変容していくのではないかという観点から地域のまちづくりを俯瞰しますと、今後は、小型・簡易な移動システムとして、シェアサイクルなどの「マイクロモビリティ（小型モビリティ）」とともに、地域の持つ様々な資源を活用して域内のみならず広域的に人の流れを呼び込む「マイクロツーリズム」が地域活性化を進めるうえでより重要な要素となると考えています。

これまでも、港区役所では観光集客機能の強化を図るため、公民連携の仕組みを活用して、シェアサイクルを活用した回遊性向上の社会実験（令和元年～2年度）や地域景観や舟運を活用した社会実験（令和2年度海とまちをつなぐ公民連携にぎわい創出事業）など、地域の持つ資源を活かした取組みを進めてきましたが、前述したように、コロナウイルス禍によって社会情勢や人々のニーズの変化が加速していくなか、既存の枠組みを超えた新たな発想による取組みが求められています。

これらの状況を踏まえ、今年度港区役所では、「令和3年度 新産業・新技術を基軸にした公・民・地域連携によるエリア活性化事業を」を実施することとしており、公募プロポーザル方式による事業者選定の結果、「一般社団法人港まちづくり協議会大阪・間口ホールディングス株式会社 共同企業体」（以下、「当社」という。）が同事業を受託し、様々な取組みを進めてまいります。

この受託事業の中心となる事業として、当社では、港区とその近隣区を範囲として、シェアサイクルなどの小型モビリティを活用して、マイクロツーリズムの視点から、人の新たな流れを生み出し、まちの活性化につなげる社会実験を実施します。

この社会実験は、小型モビリティとして、シェアサイクルなどの運用システムを実地に展開することにより人の流れを活性化させる可能性を把握することを目的としており、現在までシェアサイクル等の事業において大阪市内で豊富な事業実績を有する民間事業者の協力が不可欠です。このため、本事業の事業主体である港区役所及び同事業の受託者である当社と協働して社会実験を担う事業者（以下「協働事業者」という）を公募いたします。

(2) 協働事業者を実施していただく事項

社会実験として協働事業者を実施いただく内容（概要）は以下のとおりです。
詳細は、別紙1「仕様書」を参照してください。

(シェアサイクルなど小型モビリティの導入)

- ・ 「シェアサイクルなど小型モビリティ」（以下「小型モビリティ」という。）とは、不特定多数の利用者を対象に一時的な移動のために小型・簡易な移動手段を供する事業として、「電動アシスト自転車などの小型車両」（以下「小型車両」という。）、同車両を駐輪・駐車して利用者が移動サービスを開始又は終了するための空間と機器（以下「サイクルポート」という。）及びこれらを一体的に運用・管理するシステムを総称するものです。なお、「サイクルポート」は移動経路に応じて、利用者が自由に選択できる形態（いわゆる「シェアサイクル」と同等のもの）を基本とします。
- ・ 港区、大正区及び浪速区において、当社の指定するルートや範囲（別紙1-2）ルート図参照）において、新たに「サイクルポート」を設置して「小型モビリティ」を導入していただきます。なお、民間用地などを使って既に設置されている「サイクルポート」と、特段の支障がない限り、一体的に利用されることを前提としており、「小型モビリティ」のネットワークがより広がることにより、本社会実験の効果（人の移動の活性化の検証）が高まることを期待しています。
- ・ 「サイクルポート」については、大阪市の公有地などの公共的空間（以下「指定箇所」という。）の一部（別紙1-1）を提供する予定です。併せて、コンビニエンスストアなど民間用地を新たに確保して、通常の営業のほか、本社会実験にもご活用いただくことも期待しています。「指定箇所」の使用料（本社会実験の期間内）は無償とします。
- ・ 各「サイクルポート」には、「小型車両」を導入していただきます。「小型車両」については、電動アシスト自転車又はこれと同等以上の車両とすることが必要です。なお、一般の電動アシスト自転車を導入する場合であっても、一部については、E-バイク（電動アシストによるスポーツ自転車）など比較的長距離移動にも適した先進的な要素のある車両を導入していただきます。
- ・ なお、「小型車両」は、公道を走行するにあたって、利用者等において容易に関係法令の遵守と安全性の確保が可能となる車両と運用システムであることが必要です。
- ・ また、必須ではありませんが、「サイクルポート」や運営システムについても先進的な要素のある設備等を導入していただくことを期待します。
- ・ 導入する「サイクルポート」及び「小型車両」の導入数としては、港区、大正区及び浪速区内において、「指定箇所」のリスト（別紙1-1）を参照してください。但し、関係部署との協議・調整が未了のため、実施時には箇所数や場所が変更される可能性があります。
- ・ 社会実験の期間中には、「指定箇所」の「サイクルポート」を含めて、利用者から利用料金を徴収して、他の箇所と同様に運営いただくことが可能ですが、後述する「サイクルイベント」の実施時には、別に「小型車両」をご提供いただき、参加者に無料で利用させるなどのご協力が必要となります。

(サイクルイベントへの協力)

- ・ 社会実験の期間中において、当社が月1回程度（期間中4回以上）実施する「サイクルイベント」にご協力いただきます。「サイクルイベント」とは、参加者を募り、当社の設定したモデルルートに沿って、魅力スポットなどを巡るとともに、周囲の景観を楽しんでもらい、港区及び近隣区の魅力と「小型モビリティ」を使った移動の楽しさや利便性を実際に体験してもらうものです。なお、「サイクルイベント」の実施に合わせて、これと連携した別のイベントを実施し、その実施箇所もルートに含めることも検討しています。（未定）。
- ・ 参加者にはアンケートに協力してもらい、社会実験による効果等を把握します。
- ・ この「サイクルイベント」に対して以下のご協力をお願いします。
 - ① 「サイクルイベント」参加者への「小型モビリティ」を無料で提供
 - ② 「サイクルイベント」実施 PR に対する協力（広報媒体の活用等）
 - ③ 少なくとも一部の車両は E-バイクなど先進的な要素のある小型車両として、実際に体験できること。
 - ④ なお、「小型車両」は、公道を走行するにあたって、参加者等において容易に関係法令の遵守と安全性の確保が可能となる車両と運用システムであることが必要です。

(その他必要となる協力)

- ・ 社会実験全般の PR について、広報媒体などを活用したご協力をお願いします。
- ・ 社会実験の効果を把握するため、社会実験実施中における利用者の利用データ（「小型車両」及び「サイクルポート」の利用状況、利用者の移動距離、移動経路に関するデータ、利用者の属性等）を港区役所にご提供いただきます。詳細は港区役所及び当社と協議のうえ定めます。
- ・ 当社では、上記以外のデータとして、「サイクルイベント」の利用について、参加者及び利用者の満足度や交通行動の変化等に関するアンケートも検討しており、これについてもできる限り協力してください。

(社会実験における費用負担等)

- ・ 「小型モビリティ」は、民間事業者によって、自律的に運営されることを前提としていますので、本社会実験においても、「サイクルイベント」を除き、利用者から利用料金を徴収して運営費に充当することが前提となります。このため、本社会実験において、車両、設備、システムの配置、運営、維持管理及び撤去等に伴う一切の費用については、全て協力事業者の負担となります。（港区役所及び当社の費用支払いはありません）
- ・ なお、「サイクルイベント」のために、車両を導入する場合の費用や参加者の利用について無償とすることなどに伴う負担に対して、港区役所及び当社の費用支払いや補償等はありません。なお、「サイクルイベント」の内容によって、「小型モビリティ」の運用以外に協働事業者において追加的な費用が発生することが想定される場合には、事前に当社と協議・合意のうえ、費用分担を含めた対応を定めてまいります。
- ・ なお、「小型モビリティ」としては、バス・タクシーなど道路運送法に規定する旅客運送事業は対象としないのでご注意ください。
- ・ 協働事業者は、自己の負担において、本社会実験終了後、「指定箇所」（大阪市有地

やその他公共用地のほか、大阪市の要請によって社会実験としての使用が認められたもの)に設置されている設備(「小型モビリティ」の利用・駐車に必要な設備一式)を速やかに撤去して、設置前の状態に現状復帰してください。

(3) 当社の実施する事項

当社は大阪市港区役所と協力して以下を実施します。

(小型モビリティの導入)

- ・「小型モビリティ」の「サイクルスペース」を設置するために、大阪市が所管する公有財産(用地)等の公共的用地を一定範囲内での提供。協働事業者は無償で使用できる。
- ・公有財産等の用地提供に向けて、関係先に対して実施する手続き等。
- ・社会実験の実施に係る地元関係者等との調整。
- ・港区やその近隣区等での周知・広報。

(社会実験の実施)

- ・「サイクルイベント」を含めて、本社会実験全般の企画・運営・管理の実施
- ・同実施に伴い必要となる協働事業者、関係者等との協議・調整の実施

(4) 実施期間

令和3年10月頃～令和4年3月31日まで

(5) 実施場所

大阪市港区、大正区及び浪速区内で別途当社が指定する範囲内

(6) 社会実験の成果物の帰属

社会実験で得られたデータなどの成果物は港区役所と協働事業者が共有して、それぞれが活用することができます。

なお、社会実験期間中においては、協働事業者との合意のもと、当社が港区役所に提出するデータの全て又は一部を受領して本社会実験の進捗のために活用することがあります。

なお、ご提供いただいたデータは、事前に協働事業者と協議のうえ、外部に公開できる範囲や内容を定め、大阪市の行政機関等で情報公開することを可能とします。

(7) 複数事業者の選定

複数の事業者の応募があり、各事業者の提案内容によっては、2事業者を協力事業者として選定する場合があります。この場合、指定箇所等において設置場所に余裕がある場合には、複数事業者のサイクルポートの設置などにより、利用者による選択を可能とするほか、異なる事業者間での乗り継ぎを可能とするなどの対応が考えられます。他の事業者と共に選定された場合の意向や問題点などある場合には、提案書付属の調書(様式5)にご意見等を記入してください。

3 協定締結に関する事項

(1) 協定締結の方法

選定された協働事業者は、当社と基本協定を締結していただきます。なお、協定内容は、「シェアサイクル等を活用した社会実験」に関する基本協定書(案)及び仕様書(別紙

1) 及び提案書（様式2）にもとづき、協働事業者と当社が協議のうえ港区役所の合意のもと決定します。

なお、協定の締結に際し、選定された事業者が以下の事由に該当した場合は、その選定を取り消し、協定を締結しないことがあります。また、港区役所や当社が被った損害について、賠償請求を行うことがあります。

- ① 応募資格を喪失した場合
- ② 提出した書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 正当な理由なく協定の締結に応じない場合
- ④ 財政状況の悪化等により、業務の履行に支障が生じると判断される場合
- ⑤ 社会的信用の著しい喪失等により、事業者として適当でないと判断される場合

(2) その他

協定締結後、当該協定の履行期間中に協働事業者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、協定を破棄します。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当することが必要です。

- ア 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- イ 「協働事業者 申請書」（様式2）の提出時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）の厚生手続開始の申立てをした場合、同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていないこと。
- ウ 本社会実験へ参加するため、「協働事業者 申請書」（様式2）の提出時点において、民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てした場合、同法に基づく裁判所による再生計画認可決定がなされていること。
- エ 手形交換所における取引停止処分を受けている場合、2年間を経過していること
- オ 本業務の社会実験提案書の提出期限の日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- キ その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- ク 複数の法人・団体等から構成される共同事業体として応募に参加する場合は、すべての構成員において上記ア～キの条件を満足するほか、次の条件を満たす必要があります。
 - ① 全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同事業体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことができる法人・団体等とする。
 - ② 参加申請書類提出後、代表者及び連合体を構成する法人・団体等の変更は認めない。

5 スケジュール

- | | |
|-----------------|------------------|
| ・ 公募開始 | 令和3年 10月 1日 |
| ・ 協働事業参加申請の提出期限 | 令和3年 10月 8日 |
| ・ 提出書類の締め切り | 令和3年 10月 8日 |
| ・ 選定結果通知 | 令和3年 10月 12日（予定） |
| ・ 協定締結・事業開始 | 令和3年 10月 15日（予定） |

6 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付

ア 受付期間

令和3年10月6日17時30分まで(必着)

イ 提出方法

「質問書」(様式1)に記載し、当社事務局(〒552-0021 大阪市港区築港3-7-15 港振興ビル212号 一般社団法人港まちづくり協議会大阪)に持参、郵送または電子メール(hbkkk913@ybb.ne.jp)で提出してください。なお、電話や口頭、所定の様式以外での質問は受け付けません。質問書を持参される場合は、事前に事務局までご連絡ください。

ウ 回 答

令和3年10月8日までの間、質問受領後、順次、回答ができ次第、下記の実行委員会事務局(一般社団法人港まちづくり協議会大阪)のホームページで回答を掲出します。

ホームページアドレス <http://minatomachi-o.jp/>

(2) 提出書類

ア 協働事業者参加申請書

- ① 申請書(様式2) 共同事業体にあつては所定の様式の共同事業体届出書を添付してください。
- ② 事業者の概要が分かる資料を添付(事業内容及び組織配置等が分かるパンフレット等)
- ③ 類似事業の実績が分かる資料を添付(様式自由)
- ④ 貸借対照表及び損益計算書(写し ※直近1年度分 ※作成していない場合は、確定申告書の写し)

イ 提案書

- ① 提案書(様式3)
- ② 提案内容調書(様式4)
- ③ 「小型車両」及び「サイクルポート」等「小型モビリティ」の設備・システムの仕様が分かる資料を添付(様式自由)
- ④ その他関連資料等があれば添付

ウ 受付期間

令和3年10月1日から令和3年10月8日17時30分まで(必着)

エ 提出部数

正本1部、副本2部 合計3部

オ 提出方法

必要事項を記入のうえ、当社事務局(〒552-0021 大阪市港区築港3-7-15 港振興ビル212号 一般社団法人みなとまちづくり協議会大阪)に持参または郵送で提出してください。なお、申請書類を持参される場合は、事前に事務局までご連絡ください。

連絡先: 電話 06-6572-0017

メールアドレス (hbkkk913@ybb.ne.jp)

7 審査に関する事項

(1) 審査基準

審査は、「【付表】審査基準」に基づき、当社において審査を行い、港区役所と協議の上、協働事業者を選定します。公正・中立に審査を行うため、港区役所と協議のうえ、審査員を定めて審査を行います。

(2) 選定方法

ア 主にこれまでの事業実績や先進技術の導入提案等から、実行能力、信頼性、先進性を中心にして、書類審査によって選定しますが、別途ヒアリングを実施する場合がありますので、その際にはご協力をお願いします。

イ 審査の結果、複数（最大2法人）の事業者を選定する場合があります。この場合、公共用地等において場所の確保が可能であれば、2法人程度のシステムを同時に設置することも想定しています。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

ア 本事業を担当・所管する港区役所職員、当社関係者及び審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載又は記載漏れ等の不備があること

オ 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないこと

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、当社事務局（一般社団法人港まちづくり大阪）のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <http://minatomachi-o.jp/>

(5) 協定書の締結

協働事業者として選定された事業者とは、事業実施にあたって協定書を締結します。詳しくは選定後に連絡します。（代表者との協定となり、実印の押印・印鑑証明を要します）

8 その他

(1) 協働事業者 申請に要する費用、条件等

ア 提案書の作成を含め、必要書類に要する費用は、参加者の負担とします。

イ 提案書等提出いただいた書類等について、大阪市に対して情報公開請求がなされた場合、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開となる情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開を行うことがあります。

ウ すべての提案書は返却しません。

- エ 提出された提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しません（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 各書類の提出期限後の提出、追加、差し替え等は認めません。
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とします。

（２）問い合わせ先

港まちづくり協議会大阪 事務局

できるだけ、メールでお問い合わせいただきますようお願いいたします。

〒552-0021 大阪市港区築港3-7-15 港振興ビル212号

一般社団法人 港まちづくり協議会大阪

メールアドレス (hbkkk913@ybb.ne.jp)

TEL 06-6572-0017

【付表】 審査基準

(評価基準)

A⁺ : 特に優れている、A : 優れている、B: 適している、C : 不適格

1 小型車両、サイクルポート等駐車設備及び小型モビリティの運営システム

1.1 社会実験との整合性

社会実験の実施目的に適合し、効果が期待できるか。

1.2 利便性・快適性

利用しやすいか、快適に利用できるか

1.3 先進性

将来性のある技術が導入されるなど、先進性に富んでいるか。

1.4 車両・設備の導入数

想定される必要数を導入できる見込みがあるか

総評 (1.1-1.4)

2 運営体制、料金及び緊急時対応等

2.1 社会実験との整合性

「サイクルポート」間で台数の偏在が起こる場合の再配置、違法駐車・駐輪(サイクルポート内外)の抑止に向けて十分な体制がとられているか。

2.2 緊急時対応

事故やトラブル発生時など対応窓口が設定され、迅速・柔軟に適切な対応がとられる体制が確立されているか。

2.3 安全性の確保、関係法令との適合性 個人情報の保護

車両や設備の安全性は十分であるか。利用者、参加者及び関係者において、容易に関係法令の遵守や安全性の確保が行えるか、利用者に事故があった場合に備えて保険に加入しているか。個人情報の管理体制は十分であるか。

総評 (2.1-2.3)

3 社会実験への協力姿勢

(車両の導入、先進性のある車両等の導入、PRへの協力、データの提供、その他特色ある提案等)

3.1 社会実験へ協力する姿勢が高く評価できるか。

3.2 実効性のある協力が期待できるか。

総評 (3.1-3.2)